

人 給 第 4 9 5 7 号
2 1 . 4 . 1 3
(一部改正) 防人給第20641号
令和2年12月25日
防人給第7616号
令和5年4月1日

陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長 殿
航 空 幕 僚 長

人 事 教 育 局 長

若年定年退職者給付金支給状況等の通知について（依頼）

標記について、業務上の参考資料としたいので、別紙様式第1及び別紙様式第2により、各年度分を翌年度の6月30日までに通知されたく依頼する。

添付書類：別紙様式第1及び別紙様式第2

(人事教育局長) 殿

(幕 僚 長)

前期算定基礎期間分の若年定年退職者給付金支給状況等通知書 (年度分)

区 分	第1回目の給付金				第2回目の給付金		支給調整なし		支給調整あり		支給調整なし		一括支給の給付金		法27条の7追給		合 計		返 納 額						納付額		備 考		
	給 付 金		支給調整なし		支給調整あり		支給調整なし		支給調整あり		支給調整なし		一括支給の給付金		法27条の7追給		合 計		法27条の4返納金		法27条の6返納金		法27条の10返納金		法27条の12返納金			法27条の13納付金	
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人		円	人
	人																												
退 職 者 本 人	1佐																												
	2佐																												
	3佐																												
	1尉																												
	2尉																												
	3尉																												
	准尉																												
	曹長																												
	1曹																												
	2曹																												
遺 族 等	3曹																												
	小計																												
	1佐																												
	2佐																												
	3佐																												
	1尉																												
	2尉																												
	3尉																												
	准尉																												
	曹長																												
1曹																													
2曹																													
3曹																													
小計																													
合 計																													

備考 1：階級は、若年定年退職者等の退職又は死亡した日における特別昇任前の階級とする。
2：「法第27条の4」、「法第27条の6」及び「法第27条の7」は、法附則第14項による読替後の規定とする。
注：用紙は、日本産業規格 A 列 4 番とし、横長に使用する。

(人事教育局長) 殿

(幕 僚 長)

後期算定基礎期間分の若年定年退職者給付金支給状況等通知書 (年度分)

区 分	支										給 額						返 納 額						納付額		備 考
	第1回目の 給 付 金		第2回目の給付金		一括支給の給付金		法27条の7 追 給		合 計	法27条の4 返 納 金		法27条の6 返 納 金		法27条の10 返 納 金		法27条の12 返 納 金		法27条の13 納 付 金							
			支給調整あり		支給調整なし		支給調整あり													支給調整なし					
	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人					
退 職 者 本 人	将																								
	将補																								
	1佐																								
	2佐																								
	3佐																								
	1尉																								
	2尉																								
	3尉																								
	准尉																								
	曹長																								
	1曹																								
2曹																									
3曹																									
小計																									
遺 族 等	将																								
	将補																								
	1佐																								
	2佐																								
	3佐																								
	1尉																								
	2尉																								
	3尉																								
	准尉																								
	曹長																								
	1曹																								
2曹																									
3曹																									
小計																									
合 計																									

備考1：階級は、若年定年退職者等の退職又は死亡した日における特別昇任前の階級とする。
2：60歳以上で定年退職する者の若年定年退職者給付金の支給状況等を含む。
3：「第1回目の給付金」及び「第2回目の給付金」とは、若年定年退職者が年齢60年に達してから数えて「第1回目の給付金」及び「第2回目の給付金」とする。
4：「法第27条の4」、「法第27条の6」及び「法第27条の7」は、法附則第13項又は第15項による読替後の規定とする。
注：用紙は、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。